

平成24年5月25日から
平成24年5月25日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成24年標茶町議会第2回臨時会会議録目次

第1号（5月25日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
報告第1号 専決処分した事件の承認について	5
報告第2号 専決処分した事件の承認について	9
報告第3号 専決処分した事件の承認について	10
議案第39号 農業用機械の取得について	19
議案第40号 標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	21
議案第41号 標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する 条例の制定について	22
閉議の宣告	23
閉会の宣告	24

平成24年標茶町議会第2回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成24年5月25日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 議案第39号 農業用機械の取得について
- 第 8 議案第40号 標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第41号 標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 舘田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 11番 熊谷 善行 君 |
| 12番 深見 迪 君 | 13番 川村 多美男 君 |
| 14番 平川 昌昭 君 | |

○欠席議員（1名）

- 10番 田中 敏文 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|---------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長 | 森山 豊 君 |
| 総務課 長 | 島田 哲男 君 |
| 企画財政課 長 | 佐藤 弘幸 君 |
| 税務課 長 | 武山 正浩 君 |
| 管理課 長 | 後藤 英之 君 |

平成24年標茶町議会第2回臨時会会議録

住 民 課 長	佐 藤 吉 彦 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	山 澤 正 宏 君
教 育 長	吉 原 平 君
教育管理課長	高 橋 則 義 君
指 導 室 長	青 木 悟 君
社会教育課長	伊 藤 正 明 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉 手 美 男 君
議 事 係 長	服 部 重 典 君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(平川昌昭君) ただいまから、平成24年標茶町議会第2回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員13名、欠席1名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(平川昌昭君) ただちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
12番・深見君、 13番・川村君、 1番・松下君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。
町長・池田君。

- 町長(池田裕二君)(登壇) 第2回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、「農業用機械の取得」及び「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」並びに「新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例」についてご審議をいただきたいことと、先に専決処分いたしました「標茶町税条例の一部改正」、「標茶町国民健康保険税条例の一部改正」及び「平成23年度標茶町一般会計補正予算」についてご報告を申し上げ、その承認をいただき

たく、本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第1回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の2点について補足をいたします。

1点目は、大雨による災害対応についてであります。

去る5月4日から5日及び6日から7日にかけての大雨による災害対応について、ご報告いたします。

5月4日未明から降り続いた雨が午後より強まり、総雨量が、午後4時には標茶町で41ミリメートル、釧路川上流部の弟子屈町で58ミリメートルに達し、以後もさらにまとまった降雨が予想され、釧路川水位上昇と道路決壊等の被害が想定されたため、災害対策本部設置により災害対応に備えておりました。

4日午後8時10分に下オソベツ樋門で水位が13.56メートルに達し、水位の上昇スピードが増し、国営総合農地防災事業南地区シロンド排水路へ、釧路川本流からの逆流により近隣農家に浸水の恐れが予想されるため釧路開発建設部に排水ポンプ車及び夜間作業用照明車の出動要請をし、水位上昇を見据え逆流を確認後、排水作業を行ったところであります。

現地には、近隣農家の避難に備えて町職員2名を2時間交代、総勢8班16名を派遣し、情報収集と現地対応に当たったところであります。幸い低気圧前線通過も早く、予想雨量を下回り水位上昇も峠を越え下降に転じたため、翌5日午前8時55分過ぎに排水作業を中止し、流下の確認により撤収作業を開始、職員帰還後、午前10時30分に本部を解散したところであります。

また、5月6日にも夕方から降り出した雨が強まり、4時間の総雨量が標茶町35ミリメートル、弟子屈町で42ミリメートルに達し、以後の降雨状態を見据え、河川水位上昇と道路等被害が想定されたため、災害対応に備えたところ、6日午後11時50分に近隣農家から下オソベツ樋門で水位が13.45メートルに達し、釧路川本流からシロンド排水路へ逆流している旨通報がありました。

早々災害本部を設置し、釧路開発建設部に排水ポンプ車及び夜間作業用照明車の出動を要請、町職員2名を2時間交代、総勢3班6名を派遣し、排水作業開始時のタイミング等の情報収集と現地対応を行いました。幸い釧路川の水位が低下しはじめ、7日午前3時25分逆流状態が解消されたため、撤収作業を開始し、午前4時10分に災害本部を解散したところであります。

今回の大雨による被害状況につきましては、町道等の法面崩落等が10路線12箇所であり、現在、復旧対応を進めているところであります。

又、道々クチョロ原野塘路線については一部冠水し、4日午後8時30分から14日午前11時までの間、通行止めになったものであります。

今後とも、災害等に対しまして、「安全で安心なまちづくり」を進めるため、さらに防災対策充実に努めて参る所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、行方不明者の捜索活動についてであります。

5月12日に発生いたしました「行方不明者の捜索について」ご報告いたします。

町内常盤在住の77歳になる男性が、午前10時30分頃、家族に山菜取りに2時間ほど出掛けると告げ、自家用車で自宅を出ましたが、午後になっても戻らないことから家族から午後4時38分に弟子屈警察署に捜索願いが出されました。

役場では、弟子屈警察署から捜索協力の依頼があったことから、午後5時20分に職員招集の一斉メールを送信、午後5時35分から登庁した職員から順に班編成を行い捜索に入り、午後6時40分、雷別林道に捜索に入った班により、車が林道のぬかるみにはまって脱出できないでいた本人を無事発見いたしました。

捜索には、待機の職員も含めて役場職員63名、標茶消防署10名、弟子屈警察署19名の総勢92名で対応に当たったところであります。

行方不明者の捜索につきましては、今回、初めて職員招集の一斉送信メールを活用し、メールの着信確認から10分以内に最初の職員が登庁し捜索に出動するなどスピーディーな対応ができました。

今後とも、警察からの要請に基づき関係機関、団体等との連携のもと、適切な対応に努めてまいり所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。報告第1号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） 報告第1号の内容についてご説明いたします。

この度の町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、平成23年12月14日付で地方税法の一部を改正する法律が公布され、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、平成24年度分課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同日付で専決処分したものであります。趣旨ご理解の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

改正内容につきましては、公的年金等に係る所得者の寡婦（寡夫）控除を受けるための申告が不要となったこと、公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例の追加、

土地に対する負担調整措置の3年間の延長、農地に対する負担調整措置の現行制度の継続、特定移行一般社団法人等の非課税の範囲の追加、東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長などであります。

報告第1号、専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページへまいります。

専決処分書（写）。

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するものです。

次のページへまいります。

標茶町税条例の一部を改正する条例。

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

資料の報告第1号資料、1ページをお開き願います。

町税条例の改正の内容についてご説明申し上げます。

区分、町民税、改正項目、1番町民税の申告、条項は条例第35条の2、改正内容は公的年金等に係る所得者の寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするものであります。また、条文中の字句の追加で、均等割の非課税に該当する者の条文を追加するものであります。施行につきましては平成26年1月1日、適用は平成26年度以後の年度分から適用し、平成25年度分まではなお従前の例による、というものであります。ただし、均等割の非課税に該当する者の条文を追加した分については、施行・適用ともに平成24年4月1日とするものです。

次に区分、固定資産税です。改正項目、2番法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合で、条項は条例附則第10条の2を追加するものです。改正内容は、公害の危険防止のために設置された施設・設備（償却資産）に係る固定資産税等の課税標準の特例で、従前は法律において一律に軽減措置されていたものを4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において条例で定めることができるとされたものであります。施行は平成24年4月1日、適用は平成24年4月1日以降に取得された資産で平成25年度分以後の年度分の固定資産税から適用し、平成24年3月31日までの間に取得した資産についてはなお従前の例によるというものであります。

改正項目、3番土地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義で、条項は条例附則第11条、土地に対する負担調整措置を原則として、3年間延長するため見出し中の年度を改め、条文中の字句の修正を行うものです。施行は平成24年4月1日、適用は平成24年度以後の年度分から適用し、平成23年度分まではなお従前の例によるというものであります。

次に改正項目、4番平成22年度又は平成23年度における土地価格の特例で、条項は条例附則第11条の2、改正内容は据置年度において地価が下落している場合に価格の下方修正できる特例措置を平成25年度、平成26年度においても継続するものです。施行は平成24年度4月1日、適用は平成24年度以後の年度分から適用し、平成23年度分まではなお従前の例によるというものであります。

資料の次のページをご覧ください。

改正項目、5番宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例で、条項は条例附則第12条、改正内容は土地に係る固定資産税の負担調整措置については、平成24年度から平成26年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置について、次のとおりとするものです。

一つ目は商業地等で、①負担水準が70%を超える商業地等は、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする措置を継続するものです。②負担水準が60%以上70%以下の商業地等は、前年度の課税標準額に据え置く措置を継続するものです。③負担水準が60%未満の商業地等は、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする措置を継続するものです。ただし、当該額が評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする措置も継続するものです。

二つ目は住宅用地で、①前年度の課税標準額が当該年度の評価額に住宅用地特例割合（6分の1又は3分の1）を乗じて得た額（以下「本則課税標準額」という。）以下の住宅用地については、前年度の課税標準額に、本則課税標準額の5%を加えた額を課税標準額とするものです。ただし、当該額が、本則課税標準額を上回る場合には本則課税標準額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には、20%相当額とするものです。②ただし、経過的な措置として平成24年度及び平成25年度については、次の措置を講ずるものです。

(1) 負担水準が90%以上の住宅用地は、前年度の課税標準額に据え置くこととする。

(2) 負担水準が90%未満の住宅用地は、前年度の課税標準額に、本則課税標準額の5%を加えた額を課税標準額とするものです。ただし、当該額が、本則課税標準額の90%を上回る場合には90%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とするものです。施行は平成24年4月1日、適用は平成24年度以後の年度分から適用し、平成23年度分まではなお従前の例によるというものであります。

次のページです。

改正項目、6番農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例で、条項は条例附則第13条、改正内容は農地に関する平成24年度から平成26年度の負担調整措置は現行制度を継続するというものです。施行は平成24年4月1日、適用は平成24年度以後の年度分から適用し、平成23年度分まではなお従前の例によるというものであります。

次に区分、特別土地保有税です。改正項目、7番特別土地保有税の課税の特例で、条項は条例附則第15条、改正内容は条項中の特例適用の期間を平成24年度から平成26年度に改

め、条文中の規定整理を行うものです。施行及び適用は平成24年4月1日からであります。

次に区分、固定資産税に戻りまして、改正項目、8番旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告で、条項は条例附則第18条の2、改正内容は条の追加で、特例民法法人から移行した一定の一般社団・一般財団法人が設置する図書館、博物館及び幼稚園の固定資産税を非課税とするものです。施行は平成24年4月1日、適用は平成24年度以後の年度分から適用し、平成23年度分まではなお従前の例によるというものであります。

次に区分、町民税、改正項目、9番東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例で、条項は条例附則第19条の2、改正内容は条の追加で、居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例について、大震災により居住用家屋が滅失した場合には、当該家屋の敷地に係る譲渡期限を3年から7年に延長するものです。施行は平成24年4月1日、適用は平成24年度以後の年度分から適用し、平成23年度分まではなお従前の例によるというものであります。

次のページをお開きください。

改正項目、10番東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例で、条項は条例附則第20条、改正内容は条文の字句の修正で、大震災により住宅の再取得に係る住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン）と滅失等住宅に係る住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン）を重複して適用できるものとする。施行は平成24年4月1日、適用は平成24年度以後の年度分から適用し、平成23年度分まではなお従前の例によるというものであります。

議案書の7ページにお戻り下さい。

附則でございますが、附則につきましてはただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

以上で、報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を、承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第1号は、承認されました。

◎報告第2号

○議長(平川昌昭君) 日程第5。報告第2号を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長(武山正浩君) 報告第2号の内容についてご説明いたします。

この度の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、平成23年12月14日付で地方税法、同法施行令及び同法施行規則が改正公布、施行されたことに伴い、平成24年度分課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、平成24年3月31日付で専決処分をしたものであります。趣旨ご理解の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

改正内容につきましては、復興支援税制として東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長の特例であります。

報告第2号、専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページにまいります。

専決処分書(写)。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するものです。

次のページにまいります。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

標茶町国民健康保険税条例(平成11年標茶町条例第33号)の一部を次のように改正するものです。

以下、内容については、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

資料の報告第2号資料、5ページをお開き下さい。

標茶町国民健康保険税条例改正の内容についてご説明申し上げます。

改正項目は1番制定附則で、条項は附則の項の追加で、附則第15項を第16項とし、第14項の次に新しく第15項として追加するものです。改正内容は東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例で、地方税法改正による課税特例を規定したもので、居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例について、大震災により居住用家屋が滅失した場合には、当該家屋の敷地に係る譲渡期限を3年から7年に延長するものです。施行及び適用は平成24年4月1日からであります。

議案の方の13ページにお戻り下さい。

附則につきましては、ただいまの説明のとおりであります。

以上で、報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 単純な質問なんですけれども、この東日本にかかわる対象者は標茶町は何件かあるのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

今のところ平成23年分の申告及び平成24年度分の町民税の申告を受けた中ではございません。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を、承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第2号は、承認されました。

◎報告第3号

○議長（平川昌昭君） 日程第6。報告第3号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 報告第3号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成23年度一般会計補正予算（第8号）の専決処分でございます。

歳出につきましては、経費節約などにより不用額を生じるものについて、決算に近い形で減額補正を行うとともに、新たに追加の必要が生じたものについても措置をさせていた

いただきました。

歳出の主な減額といたしましては、選挙関係費で687万3,000円、重度心身障害者医療費1,025万円、自立支援介護給付訓練等給付費1,568万5,000円、中小企業資金貸付金2,000万円、風雲橋撤去関係工事負担金979万3,000円、除雪委託料3,060万2,000円、町営住宅整備基金工事請負費1,042万2,000円、町営住宅建設工事請負費939万円、学校教育施設整備基金工事請負費2,256万6,000円などです。

他会計への繰出しにつきましては、国民健康保険特別会計で1,641万2,000円、介護保険特別会計1,190万円、病院事業会計負担金及び補助金で5,300万円、後期高齢者医療特別会計158万円、下水道事業特別会計で1,000万円を減額するとともに、追加といたしましては、備荒資金組合納付金3億4,755万4,000円、財政調整基金積立金611万8,000円、町営住宅整備基金積立金で1,569万6,000円をそれぞれ追加いたしました。

一方、歳入につきましては、再精査をいたしまして、町税をはじめ、地方交付税、各種譲与税・交付金、国・道支出金、財産売却収入、地方債などの補正を行ったところであります。

その結果、補正額は5,527万3,000円の減額となり、最終予算総額は、108億4,806万8,000円となりました。

なお、継続費については、2本の補正と1本の財源内訳の変更を行うとともに、地方債については、最終決定額に合わせて補正を行ったところであります。

本件は、3月31日をもって専決処分をさせていただきました。ご承認の程お願い申し上げます。

議案へまいります。

報告第3号、専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページです。

専決処分書（写）。

平成23年度標茶町一般会計補正予算（第8号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをお開き下さい。

平成23年度標茶町一般会計補正予算（第8号）。

平成23年度標茶町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,527万3,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億4,806万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

31ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

8ページにお戻りください。

第2表 継続費補正であります。

3款民生費、2項児童福祉費、さくら保育園園舎防音事業で、補正前の総額3億5,700万円、23年度年割額6,666万円を補正後の総額を3億5,362万円、23年度の年割額を6,328万円にするものであります。

次に10款教育費、4項幼稚園費、標茶幼稚園園舎防音事業で、補正前の総額1億7,350万円、23年度年割額3,238万円を補正後の総額を1億7,169万円、23年度の年割額を3,057万円にするものでございます。

64ページをお開き下さい。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

3本の事業とも全体計画の補正後の計で申し上げますが、3款民生費、2項児童福祉費さくら保育園園舎防音事業で、23、24の年割額3億5,362万円、左の財源内訳で国道支出金2億440万2,000円、地方債1億4,910円、一般財源で11万8,000円であります。当該年度支出予定額6,328万円、翌年度以降支出予定額で2億9,034万円であります。

10款教育費、2項小学校費、標茶小学校校舎防音事業は財源内訳の変更で、国道支出金7億7,597万円、地方債3億6,930万円、一般財源7,503万5,000円であります。

次に4項幼稚園費、標茶幼稚園園舎防音事業で、23、24の年割額1億7,169万円、左の財源内訳で国道支出金1億34万7,000円、地方債7,120万円、一般財源14万3,000円であります。当該年度支出予定額3,057万円、翌年度以降支出予定額1億4,112万円であります。

9ページにお戻り下さい。

第3表 地方債補正であります。

1. 過疎対策事業、補正前の限度額1億9,860万円に虹別ふ化場線道路改良で40万円を追加、虹別斜線防雪柵設置で340万円を減額、保育園園舎防音事業で500万円を減額、幼稚園園舎防音事業で240万円を減額、スクールバス購入で50万円を減額、医師確保対策で150万円を減額、計で1,240万円を減額し、限度額を1億8,620万円とするものであります。起

債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

以下につきましても同じでありますので、省略させていただきます。

2. 地方道路等整備事業の限度額1億7,170万円から、ふるさと農道緊急整備で40万円を減額し、限度額を1億7,130万円とするものであります。

3. 公営住宅建設事業、限度額6,750万円から、1,150万円を減額し、限度額を5,600万円とするものであります。

4. 学校教育施設整備事業、限度額1億2,850万円から、小学校校舎防音事業で110万円を減額し、限度額を1億2,740万円とするものであります。

次ページをお開き下さい。

6. 災害援護資金貸付債は皆減となります。

合計で申し上げますと、補正前の限度額8億8,833万3,000円から2,790万円を限額し、補正後の限度額を8億6,043万3,000円とするものであります。

65ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

合計で申し上げますが、当該年度中起債見込額は、補正前の額8億8,833万3,000円から補正額2,790万円を減額し、補正後の額を8億6,043万3,000円とするもので、当該年度末現在高見込額は、補正前の額106億4,649万4,000円から補正額2,790万円を減額し、106億1,859万4,000円とするものであります。

以上で、報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 33ページの基金の積立でありますけれども、うろこ印の数字ほとんど積んでいるわけですが、3月31日末で備荒資金の納付金の残高がいくらになっているのか教えていただきたいと思えます。あわせて財調と減債と今の現状を知らせて下さい。

それから37ページ、まちづくり推進委員の関係で、予算と執行残は15万4,000円ですが、何回まちづくり推進委員会がここまで開催されて、まちづくりに関するどのような内容がまとめられているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから38ページの民生費、国民健康保険事業の繰出金、1,641万2,000円の中にルール分が幾ほど入っているのか、できれば私なりでも調べてはあるのですけれども確認をしておきたいと思えます。

46ページ、農地費の関係で財源内訳なんですけど、その他716万4,000円と一般財源から

725万4,000円ということなんですけれども、事業上数字的に大きく変わったようなところがあるんですか。今までの当初計画から比べてきて、もしあれば、なかったらないでいいです、あったらあるように知らせてください。

41ページ、常設保育所、この財源内訳の中の起債の500万円なんですけれども、これ関連性はどのなのだろう、今の保育所との関係でもし関係があるのであればちょっとお話下さい。

それと病院の方なんですけれども、これ改革プランやなんかの関係とどんなふうに関わってくるのか、これもちょっとお知らせしていただきたいと思います。

48ページ食材、これ今年はいつから店というか、商売やったのかな。財源内訳で一般財源33万8,000円だとか委託料でうろこ印の86万7,000円なんですけど、今年に向けて4月ぐらいからやっているのかどうか知りませんが、日にちわかったら教えて下さい。

それから48ページの商工費なんですけど、49ページの貸付金2,000万、これ恐らく中小企業のつなぎの資金だと思うんですよ。このつなぎ資金が去年もそうだったのですが、今年も一つも出てないという事です。ということは利息的には今どのくらい取っているのかな、そしてつなぎ資金が出ないような、使いづらくて出ないのかそれともいろいろと状態が悪くて出ないのかね、その辺商工会として恐らくいろんな打合せをされていると思うんですけども、その辺あったらお聞かせ下さい。

間違っていたらごめんなさいね、50ページ。上の19節の負担金補助金。これは道路維持費の関係だな。この979万3,000円のうろこ印の工事負担金というのは、減額というのはなんなのか。これ前年度は負担金というのは、発生してないんだよな。これはどういう形でこうなっているのかな。一括ということとなると大変だなこれ。まだなんかあるみたいだけどまあいいやそれで。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 私の方からは国民健康保険の繰り出しのルール分の内容ということでしたので、お知らせをしたいと思います。今回約390万円おとしていますが、最終決算見込みで委員もご存知のように保険基盤安定の分で3,836万6,705円、それから通常事務費という形で国民健康保険の制度の中では書かれていますが、職員給与の分の引き当てということで964万7,728円、それから助産費等、出産一時金にかかる分なんですけど709万3,333円、それから財政安定化支援にかかる分で268万円、合わせて5,778万7,766円が今回のルール分の見込額という形で精査をさせていただきます、これまでの予算額から差引きをさせていただきます、今回390万円ほど減額をさせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 順番にお答えをさせていただきます。

33ページの関係でございますが、基金の積立金の状況でございますが、23年度末残高で備荒資金組合の納付金でございますが約27億800万円、財政調整基金につきましては10億円でございます。減債基金につきましては4億9,500万円程度となっております。

続いて37ページの企画費のまちづくり推進委員の関係でございますが、3月の第1回定例議会でもご説明をさせていただきましたが、昨年8月末でまちづくり推進委員会の要綱を廃止させていただいております。開催につきましては当初の目的を達成したということで廃止をいたしまして、開催につきましてはゼロ回となっております。

41ページ3目の常設保育所費の地方債の500万円の減額ですが、これは園舎改築工事請負費に係る過疎債の減額でございます。

49ページの商工振興費の貸付金でございますが、貸付利率は無利子でございます。実績がないのではないのか、というご質問でございますが、毎年、金融連絡会議という形で商工会さんと打合せをさせていただいておりますが、使いづらいというような意見もいただいておりますが、現状つなぎ資金としての需要が少なくなっているのかなという状況でございますが、その時のために貸付として直貸付でございますが予算措置させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

46ページの農地費の関係でございますが、財源変更の具体的な理由ということになるのかなと思うのですが、内容につきましては二つに関連してまして、まず地方債の分が私ども建設課の方で別紙68ページのふるさと事業の精算に伴いまして、合計で31万円の減額になっています。この支出の減額に伴いまして起債分が端数整理されて40万円の減額になったというのは私どもの分で、その他の分につきましては農林課サイドの方になりますので後程説明させていただきます。

もう一つ8款の方なんですけど、50ページ19節の工事負担金の関係でございますが、これにつきましては、昨年度実施いたしました風雲橋の解体工事に関連いたしまして、主体的には本町の方で実施いたしましたが、旭町側、左岸の橋台一基分、これにつきましては開発さんとの協議の中で堤防部分を触るということで、開発さんの方で工事が実施されております。これを町の方の負担分として工事負担金として計上させていただきまして、最終的に当初の予算から工事が終わりました3月、最終的に精算を行いまして開発さんの方から上がってきた額で精算した残額がこの工事負担金の減額分ということでございます。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

46ページの農地費の財源内訳の中で農林課所管分ではありますが、その他の716万4,000円の減額については、16ページにあります中段の下の方なんですけど道営草地整備事業分担金716万4,000円が減額となっております。これについては事業執行残でありますけれども、この減額と連動してのものでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

43ページの病院費の負担金補助金計5,300万円の減額の関係でございますが、実は一般会計からの繰出金の減額につきましては、実は6,861万5,000円がございました。しかしながら、議員ご指摘のとおり国の総務省の方に提出してございます町立病院の改革プランの中の収支計画で予定されております赤字分の累積未処理欠損金に、23年度1,500万円を、純利益充当していくという計画がございましたので、そのうち6,861万5,000円のうち1,561万5,000円を累積しております未処理欠損金のほうに充当させていただくということで、改革プランの関係もあつたということでございます。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 食材供給施設の営業開始の関係、先ほどお答えすればよかったのですけれども漏らしておりましたのでお答えいたします。

今年度の営業については、4月10日から再開をしております。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 基金の関係なわけですけれども、こうやって積んでいただくということはいいことなんですけれども、あわせて理事者側も考えてやっていることだと思うので、別な機会で議論をさせていただきますけれども、備荒資金等々に積んでいく分についての全額とは言わないけれども、ある程度の時期にむけての、これもあわせて先ほど商工の2,000万円のお話をしましたけれども、この2,000万円も非常につなぎとしても無利子なのに中々3カ月かそのくらいのつなぎ資金も借りれるような状態でないのではないのかなと、ご商売している側が、非常に町としてはいい制度をつくってるんだけれども、借りづらくないというのであれば、それを借りるようなお金が廻ってないんでないんだろうか、市中の中に。そういう面も考えられるんですけれども、この備荒資金の積立の考え方も一部はそういう次に向けての考え方もあろうかと思うんですけれども、もしあれば又別の機会にさせてもらうけれども、あれば今、今回ちょっとお話を聞きたいなど。それからその2,000万円が無利子の中でこのまんま今年もまた使えないというか、ないという町の動きがないというのであれば、何かそこに何かの公共投資というか何か考えないというつなぎ資金やなんかも出ていかないくらいお金が廻ってないんでないのかなというふうに想定するんですけれども、その辺どうとらえているのかね、この二点だけ。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

一点目の基金等の積立の部分でありますけれども、議員ご指摘のように今年の方で総体的には約2億6,000万円程の積み上げとなっているところであります。

この分につきましては、これまでの普通建設事業費を考えますと平成21年度で約22億、22年度で39億、23年度で26億という形で進んでおりますが、24年度につきましては、繰越分も含めると約22億6,000万程で推移しているというように考えてます。

これにつきましては過去の経過からみてもかなり高水準だということに思っていますが、やはり地域経済等を含める部分についてはこれがかなり貢献しているというように思っ

います。今後につきましても、こういう部分を活用しながら地域における経済の発展等については配慮してまいりたいというように考えているところでございます。

もう一つは貸付金の関係でありますけれども、これとは別にお助け資金等も行っているわけですが、それについてはかなりの高い確率で利用されているというように思っております。それらも含めまして先ほど企画財政課長も言いましたが、金融連絡会議の中でいかに活用していただきながら経営の環境を向上させていくか、そしてより良い制度設計というのもその中で議論しておりますので、そういう部分で引き続き協議をしてみたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 細かいことの方でお答えさせていただきたいと思いますが、今副町長お答えいたしましたとおり振興融資の部分につきましては枠がありますが、経営再生資金も含めて動いております。このつなぎ資金につきましては、融資までの実行でお金が入るまで時間がかかった場合に町が直接すぐに貸付けるというスピーディな部分ということでございますが、金融機関さんの方のご努力もございまして、融資実行日まで期間が短くなってきているという状況で、このつなぎ資金の実績がないものと考えております。

○議長（平川昌昭君） 8番・舘田君。

○8番（舘田賢治君） 副町長のおしゃった公共事業の投資は私もわかっております。

ただ私今ここで具体的なことは言っていないんですけど、ただこれからの標茶を考えた時に、ここをどういう生産都市にしていくんだということを旗印にした時に、何かこういう備荒資金の積んでいくお金等を投じて生産に拡大していけるような投資を考えているのではないのかなという想像で私はものを言っているだけで、なければまた別な機会でもお話ししますけれども、そういう標茶が酪農・畜産としての生産の町として生きている町だから、この旗印をやって行くのにそのレールを敷いていくための投資ということは起きてくると、商店街やなんかの方もかなり違うなという意味もあって質問したんですけれども、これはこれで別な機会。公共事業が少ないから投資せということではないということだけは覚えておいていただきたいなとこのように思います。もし、何かあったら教えてください。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

先ほど普通建設費事業は一つの例としてお話したところでありますが、議員ご指摘のようにもちろん本町の基幹産業は酪農であります。それについて力強く進めていくというのは当然認識を同じくしているところだというように思っているところであります。

今後につきましては実施計画もお示したところでありますし、それらの適正な執行を行っていく、それからまた今現状では財政状況を含めて非常に不安定要素もありますので、それらをきちっと維持できるような認識を持ちながら積極的な対応を進めてまいりたいと

考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、歳入歳出予算の補正。

歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 単純な質問をさせていただきますけれども、13ページの土地保有税の関係でありますけれども、これ私なりの解釈は投機的な目的で土地を保有するということか、その取得に一時は抑制をするというようなことでこういう税金ができたのかなと思うのですけれども、今現状これどういふようになっているのかということと、ここに今24万4,000円の滞納分が入っているわけですが、これ面積等はどの程度の面積になってこの滞納分の回収されているのかそれをお聞きをしておきたいと思ひます。

○議長（平川昌昭君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

一つ目のご質問が特別保有税の現状はどうなっているのかという質問であったかと思ひますけれども、現状特別保有税につきましては、法附則第31条及び税条例の附則第14条の2におきまして特別土地保有税の課税の停止という規定を設けておきまして、平成15年度以降の部分については土地保有税を課さないということになっておきまして、今のところ新たな特別土地保有税の課税というのは平成15年度分以降の部分からは発生はしてはいないということでございます。

もう一点、この予算書に記載されている24万4,000円の補正額の部分でございますけれども、この歳入の部分につきましては滞納者の土地を一件公売に付したものでございます。物件につきましては台帳地目は山林でございます、面積は26万210平方メートル程でございます。坪に換算すると78,851坪ということになります。この公売により落札された方の金額からこの方の滞納分について配当されたということで、歳入があったということでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第3号は、承認されました。

◎議案第39号

○議長(平川昌昭君) 日程第7。議案第39号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長(類瀬光信君)(登壇) 議案第39号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

当牧場では、現在12台のトラクターを保有しておりますが、この中には昭和60年以前に取得した老朽車両4台が含まれております。中でも昭和55年に取得したジョンディーア-2040型につきましては、作業時間が1万時間を超え各部の磨耗、消耗が顕著であります。また、フロントデフのギア破損により移動作業が困難であるため、固定式ラップマシーンの動力源としてのみ使用している状況です。さらに、残る3台につきましても、ブレーキの不具合から短時間限定の作業にしか使用できないもの、経年劣化による出力の低下から負荷の少ない集草に作業が限定されるものなどとなっております。

現状では、こうした不具合のある車両も動員しなければ延べ1,000ヘクタールに及ぶ採草作業や冬季舎飼い中の多岐にわたる作業に対応できないそういった状況にあります。特にこうした古い車両はキャビンをも有さないため、夏場のテッター作業や厳冬期の給餌作業はオペレーターにとって肉体的にも精神的にも大きな負担となり作業効率にも影響を及ぼしておりますので、この度、最も古く作業性が著しく低下しているジョンディーア-2040型の更新を目的にトラクターの導入を図るものです。

なお、導入するトラクターにつきましては、当牧場の採草地、放牧地の起伏に富んだ地形に対応する点に重きを置いた結果、①傾斜地での安定性・安全性に優れる ②接地面積の大きさから実馬力以上のパフォーマンスを発揮する ③圧雪面や軟弱地盤での作業性がよいという理由から、ハーフクローラタイプのトラクターとさせていただきました。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第39号、農業用機械の取得について。

町は、下記の農業用機械を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める、というものであります。

1 取得機械の名称及び数量 トラクター（ハーフクローラータイプ）1台

2 規格及び形式 M135A - HPC2M FQ2BMAL - HPC2M

3 取得価格 1,081万5,000円

4 取得の相手方 住所、札幌市西区西町北16丁目1番1号、氏名、株式会社北海道クボタ代表取締役村瀬信彦。

以上で議案第39号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） ただいまこのトラクター導入するにあたって、大変ご丁寧な取得に関する説明がございました。内容について大変理解するところであります。ただ、このトラクターを購入するにあたって、このトラクター会社いろいろ町内にも事業所があります。国産、輸入車も含めて何社かありますけれども、ここでこういった形で入札されたのかわかりませんが、1社しか参加されなかった理由と、それとここに書いてあります予定価格、これは通常であれば見積予定価格というようなことなんでしょうか、私たちが考えるにはこれが通常いわれている定価なのか、とするならばちょっと金額的に今の我々個人的にトラクター購入する場合の業者と購入車の値引きといいますか、それに関して若干の数字的に問題あるのかなとそんな感じしますが、その辺についてご説明願います。

○議長（平川昌昭君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

今回の取得にかかわる契約でございますが、1社随意契約となっております。当初、町の物品納入業者の中に登録されている農業用機械の販売業者は6社ございまして、これはディーラーでございます。このうち4社がクローラーの取扱いがあるということで、小型車のみを取扱っているという1社を除いた3社による指名競争入札を予定しておりました。それぞれこちらが指定した仕様にこたえられない部分があるという事を理由に、2社から事前に入札を辞退するという通知がございましたので、入札を中止いたしました。辞退の理由につきましては、取扱いがフルクローラーのみであるためという理由が1社、海外からの取り寄せとなるため納入時期を確定できないというのが1社ございました。その後、仕様の内容等を再確認した上で地方自治法施行例第167条の2第1項第8号の規定により残る1社と随意契約をすることとし、5月18日に見積合わせを行いました。

次に価格のことでございますが、予定価格は1,145万円で設定しておりました。これは、本機、フロントローダー、フロントウエイト、土砂バケット、ロールフォークそういった

ものを含んだ金額で設定しておりました。結果として、1,081万5,000円という金額で見積が提出されましたので、この金額で契約したいということでございます。一般的な価格に対してというお話でございますが、随意契約に至った1社というのは国産メーカーでございます。海外からの輸入トラクターに比べると同格のトラクターで比較していきますとだいたい2割ぐらい国産トラクターの方が安いというのが通例でございますので、そういった意味ではこの価格については適正であるというように私どもは理解しております。ということでございますのでご理解の程よろしくお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案39号は、原案可決されました。

◎議案第40号

○議長（平川昌昭君） 日程第8。議案第40号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 議案第40号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、今年度から町立病院リハビリテーション科に、新たに「作業療法士」を配置したことに伴い、標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正したいというものでございます。

以下、内容についてご説明をいたします。

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「理学療法士」の次に「及び作業療法士」を加える。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

以上で、議案第40号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案40号は、原案可決されました。

◎議案第41号

○議長（平川昌昭君） 日程第9。議案第41号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 議案第41号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町新規就農者誘致特別措置条例の改正で、町内で新規就農予定者として研修中の者が、本年度から適用されます国の青年就農給付金を受けようとした場合、その給付要件の一つに「農家研修を受ける場合に常勤の雇用契約を締結していないこと」という項目があるために、現行条例の規定のままではその給付を受けられなくなる恐れがあることから、現行条例における本町の助成金の交付先と名称を整理するために条例の一部改正が必要になったものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第41号、標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例。

標茶町新規就農者誘致特別措置条例（平成7年標茶町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 新規就農予定者が、新規就農総合支援実施要綱（平成24年農林水産省23経営3543号農林水産事務次官依命通知）に基づく青年就農給付事業（準備型）給付金を受給するときには、第8条第1項第1号に規定する新規就農予定者受入農業者に対する受入指導費助成は行わないものとし、代わって新規就農予定者に対し、1名につき1月当たり5万円以内の研修手当助成金の交付を行うものとする。ただし、その期間が1月に満たないときは、1日当たり1,600円以内の額に当該日数を乗じて得た額とする。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する、というものでございます。

以上で、議案第41号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案41号は、原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上で、平成24年標茶町議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午前11時55分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 12番 深 見 迪

署名議員 13番 川 村 多美男

署名議員 1番 松 下 哲 也